

福岡県公報

令和二年六月十九日
第百十二号
増刊
①

目次

条 例 (第三十号)

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

(議会事務局調査課) …………… 一

公布された条例のあらまし

◇福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

(議会事務局調査課)

- 1 飲酒運転による事故件数が下げ止まりを見せるなど、いまだ飲酒運転の撲滅には程遠い本県の現状に鑑み、さらなる撲滅運動の強化と県民の意識改革を推進するため、違法な飲酒運転でありながら、アルコール濃度が基準値未満であったため、検挙に至らなかった者についても指導の対象とする等所要の措置を講ずることとした。
- 2 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日(一部の規定は公布の日又は令和二年八月二十五日)から施行することとした。

条 例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成二十四年福岡県条例第一号)の一

部を次のように改正する。

第一条中「許さない」の下に「、そして見逃さない」を加える。

第二条第三号中「第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車」を「第八号に規定する車両」に改め、同条第四号の次に次の三号を加える。

四の二 違反者 道路交通法第六十五条第一項の規定に違反して飲酒運転を行い、同法第一百七十七条の二第一号又は同法第一百七十七条の二の二第三号に規定する状態にあつたとして検挙された者

四の三 準違反者 道路交通法第六十五条第一項の規定に違反して飲酒運転(車両のうち自動車及び原動機付自転車に係るものに限る。)を行った者のうち違反者以外の者

四の四 指定医療機関 知事が指定する医療機関

第三条中「という」を「、そして見逃さないとの」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(市町村計画等)

第五条の二 知事は、前二条に規定する県と市町村の役割分担を踏まえ、市町村に対し、飲酒運転の撲滅に関する計画の策定、条例の制定等による自主的かつ継続的な取組を要請するものとする。

第七条第二項中「飲酒運転は」を「飲酒運転の撲滅が県民共通の願いであり、飲酒運転を」に、「ことが県民共通の願いであり、」を「、そして見逃さないことが県民の」に改め、同条第三項中「するよう努めるものとする。」を「しなければならぬ。この場合において、通報者がドライブレコーダー等に飲酒運転の疑いがある車両の情報を記録しているときは、警察官は、その提供を求めることができる。」に改める。

第八条第一項中「前条第一項第二号の規定に違反して飲酒運転を行い、道路交通法第一百七十七条の二第一号又は同法第一百七十七条の二の二第三号に規定する状態にあることが認められた者(以下「違反者」という。)」を「違反者」に、「知事が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)」を「指定医療機関」に改め、同条第四項中「第二項の通知を受けた違反者が規則で定める期間内に再び違反者となったときは、知事は」を「違反者が規則で定める期間内に再び飲酒運転を行い違反者若しくは準違反者となり

、又は準違反者が規則で定める期間内に再び飲酒運転を行い違反者となったときは、知事は、当該違反者及び準違反者（以下「再違反者」という。）に対しに改め、同項第一号及び第二号中「違反者」を「再違反者」に改め、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「違反者は、その旨を」を「再違反者は、」に改め、「ところにより」の下に「その旨を」を加え、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 前項の規定による命令に先立ち、福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）第十三条第一項第二号の規定により弁明の機会を付与する際には、受診命令に従わない場合、本条例第三十七条第一項の規定により過料に処される旨及び当該過料は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項及び第三項の規定により強制徴収される旨を教示するものとする。

第八条の二に次の一項を加える。

3 前項の規定による勧告を行った者のうち、特にアルコール依存症の疑いが強いと認められる者が再度の勧告にも従わないときは、知事は、前条第四項の規定に準じて指定医療機関の診察を受けるよう命じることができる。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（準違反者の義務）

第八条の三 準違反者は、警察官に対し、その氏名、住所その他本人を特定するため必要な事項を申告しなければならない。

2 知事は、前項の準違反者に対し、知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導を受けるよう求める旨及びその方法を通知するものとし、通知を受けた準違反者は、当該指導を受けるよう努めなければならない。

3 準違反者が規則で定める期間内に再び準違反者となったときは、第八条第一項から第三項までの規定を準用する。

4 前項の規定に基づき第八条第一項に規定する指導を受けた準違反者が、その状況を踏まえ、アルコール依存症の疑いがあると認められるときは、知事は、当該準違反者に対し、指定医療機関の診察を受けるよう勧告することができる。

第九条第一項中「第八条第四項の規定による受診の結果アルコール依存症と診断された違反者（同項第一号に規定する診断書においてアルコール依存症と診断された者及び同項第二号に該当する者を含む。）」を「第八条第一項、第三項若しくは第四項又は第

八条の二第二項若しくは第三項又は前条第三項若しくは第四項の規定により受診し、受診の結果、アルコール依存症と診断された者及び第八条第四項第二号の適用を受けた者（以下「要治療者」と総称する。）」に改め、同条第二項中「前項の違反者」を「要治療者」に改める。

第九条の二を次のように改める。

（受診等の促進）

第九条の二 知事は、この条例の目的を達成するため、第八条第一項、第三項若しくは第四項又は第八条の二第二項若しくは第三項又は第八条の三第三項若しくは第四項の規定による受診及び前条の規定による治療に要する費用に対し、予算の範囲内で助成を行うことができる。

2 知事は、前項の受診及び治療が円滑かつ適切に行われるよう、各指定医療機関と連携し、受診及び治療の促進並びに指定医療機関に対する支援に関する施策を講じるよう努めるものとする。

第九条の三を削る。

第十条中「第八条第四項の規定に該当することとなった違反者のうち、第九条第一項の規定に該当する違反者」を「再違反者のうち、要治療者」に改める。

第十条の二を削る。

第十一条第一項中「第十条」を「前条」に、「違反者情報」を「違反者及び準違反者（以下「違反者等」という。）に関する情報」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事及び公安委員会は、前二項の規定により取得した情報を厳正に管理し、本条例の施行上必要な範囲でのみ利用できるものとする。

第十二条の見出し中「違反者」を「違反者等」に改め、同条第一項中「違反者」を「違反者等」に改め、「家族」の下に「又は同居人（以下「家族等」という。）」を加え、同条第二項中「違反者」を「再違反者」に、「家族」を「家族等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、違反者等に対し、第八条から第十条までの規定により受診し、指導若しくは治療を受け、又は飲酒行動是正プログラム若しくは啓発プログラムに参加するよう求める際に、同居する家族等に対しても、その旨を通知し、協力を求めることができる。

第十四条に次の一項を加える。

- 2 任命権者は、前項の県職員に対し、第三条の趣旨を踏まえ、第十三条第二項及び第十六条第二項の規定による研修等の実施に協力するよう求めることができる。
 第十六条を次のように改める。

(事業者の責務等)

第十六条 事業者は、その事業の用に供する車両の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等、従業員が業務上飲酒運転を行うことを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員に対し、飲酒運転の撲滅に関する研修、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する飲酒運転撲滅のための取組に協力するよう努めるものとする。

3 公安委員会は、違反者の通勤先又は通学先が判明したときは、当該勤務先等の事業者に対し、違反事実その他本条例の施行上必要な事実を通知することができる。

4 前項の通知を受けた事業者は、その管理監督の下にある事業所等から再び違反者を出すことがないように、第一項及び第二項に定める措置を講じなければならない。

第十八条第一項中「飲食店営業者」の下に「及び飲食店営業者に対しその店舗の用に供する場所を提供する者」を加え、同条第二項中「駐車場を設置する飲食店等において、」を削り、同項第四号中「設置した駐車場については」を「駐車場を設置している場合は」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(イベント主催者の責務)

第二十条の二 多数の者が参加するイベントで参加者による飲酒の可能性があるものを主催する者は、第十八条第一項及び第二項の規定に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十二条中「の責任者」を「において酒類販売の業務に従事する者」に改め、「掲示する」の下に「ほか飲酒運転の防止のため必要な措置を講じる」を加える。

第二十四条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する特定事業者及びタクシー事業又は運転代行業務を営む事業者は、同項の規定による通報義務を適切に履行するため、その従業員等に対して、飲酒運転

の通報訓練を実施し、又は県等が実施する通報訓練に従業員を参加させるよう努めなければならない。

第三十四条の二(見出しを含む。)中「違反者」を「違反者等」に改める。

第三十七条第一項中「第八条第四項」の下に「又は第八条の二第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定める過料は、一の命令違反ごとに賦課するものとし、重ねて賦課することを妨げない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条第三号の改正規定、同条第四号の次に三号を加える改正規定、第三条の改正規定、第五条の次に一条を加える改正規定、第七条第二項及び第三項の改正規定、第八条第一項の改正規定、第八条の三第一項の改正規定並びに第十四条に一項を加える改正規定は公布の日から、第十六条の改正規定、第十八条の改正規定、第二十条の次に一条を加える改正規定、第二十二条の改正規定及び第二十四条に一項を加える改正規定は令和二年八月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第八条第一項に該当し同項に規定する違反者となった者は、改正後の福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第八条第一項に規定する違反者とみなす。